

# 令和3年度 東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業 募集案内

島しょ地域の中小企業等が地域資源を活用した特産品開発・観光振興等を目的として新たに実施する事業に対して、その経費の一部を公益財団法人東京都島しょ振興公社が補助します。

## ◇補助対象事業者（法人又は個人に限ります）

個人事業者、中小企業者、中小企業団体等、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

※ 東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること（法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出をしていること）。

## ◇補助対象事業（新たに実施する事業が対象となります）

- （1）地域資源を活用した農林水産物に関する事業
- （2）地域資源を活用した鉱工業品・生産技術に関する事業
- （3）東京の都市課題解決に資する事業

補助申請は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する「T O K Y O地域資源等活用推進事業」（以下、「地域資源等活用推進事業」という。）への申請を条件とし、当該助成事業の採択を踏まえ、交付・不交付を決定します。

## ◇補助金額及び補助率

・補助限度額 — 500万円

・補助率 — 補助対象経費の9/10以内（1,000円未満切捨て）

※地域資源等活用推進事業の助成金額は除きます。

## ◇申請にあたってのアドバイス

「申請書の書き方がわからない」や「申請しようとする事業が補助金の対象になるか」など、ご不明な点は、お気軽に（公財）東京都島しょ振興公社または各町村役場担当窓口にご相談下さい。



# 申請書様式（記載例）

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

理事長 ○ 殿

住所 東京都○○村○○-○

電話番号 ○○○○-○-○○○○

名称 (株)△△

代表者名 公社 太郎 印

## 東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付申請書

標記の補助金にかかる事業を下記のとおり行いますので、東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、交付申請します。

### 記

- 1 事業名 パッションフルーツの新商品開発
- 2 事業の期間 令和3年11月30日 ~ 令和5年11月29日
- 3 事業の目的及び概要

地域資源等活用推進事業の交付決定日から最長2年

(地域資源等活用推進事業における助成対象期間と同様)

事業の目的及び概要がわかるように記載。  
(様式に記載しきれない場合には別紙でも可)

補助対象外経費含む事業全体経費を記載。

4 経費 事業に要する経費 30,000,000 円

地域資源等活用推進事業

助成対象経費を記載。

右頁の【補助金額の例】を参考に、島しょ振興公社に交付申請する補助金の額を記載。

補助対象経費 12,500,000

補助金交付申請額 5,000,000 (一時: ) 円※

向けに申請した場合は( )内に補助交付申請額を記載すること。  
受給者向け」を併願した場合は補助交付申請額をそれぞれ記載すること。

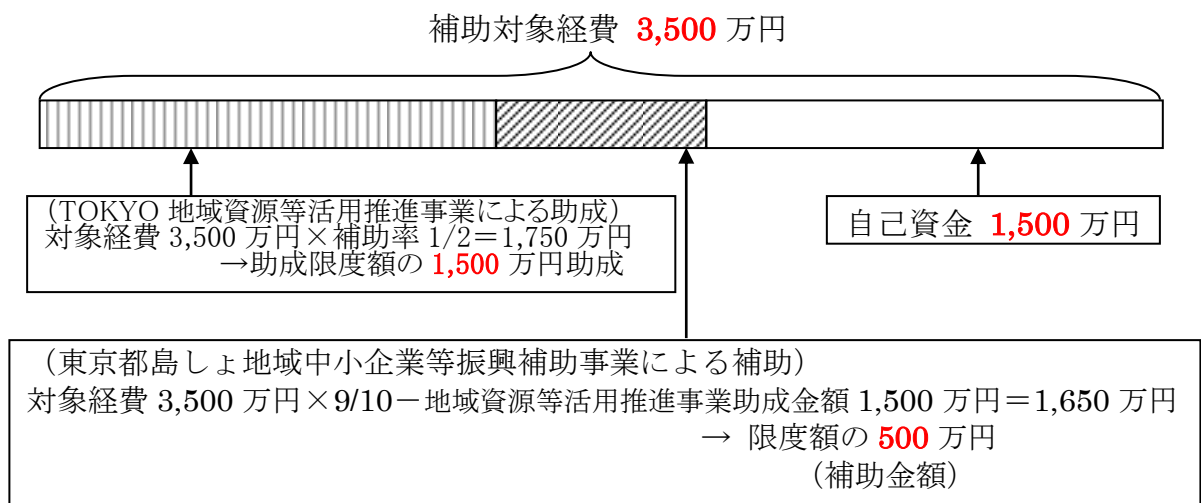
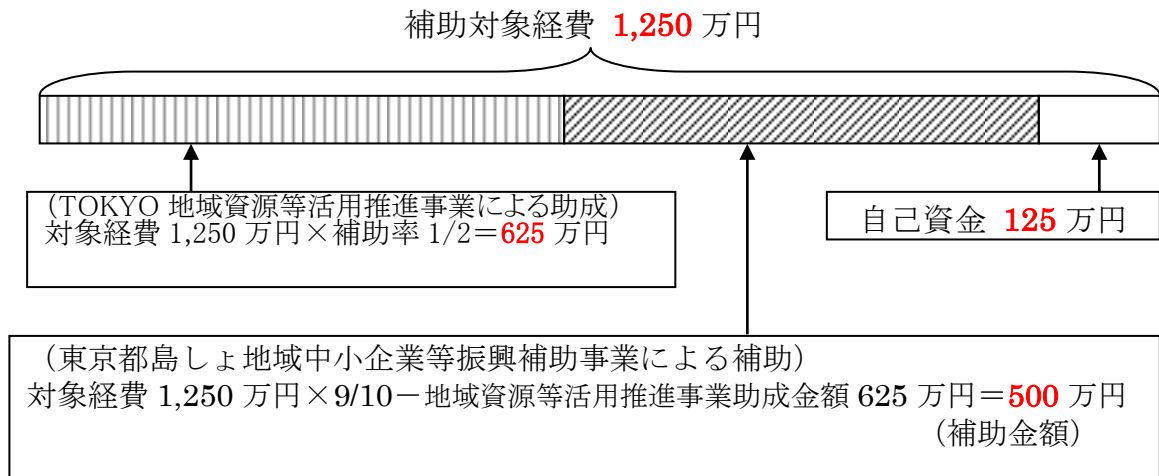
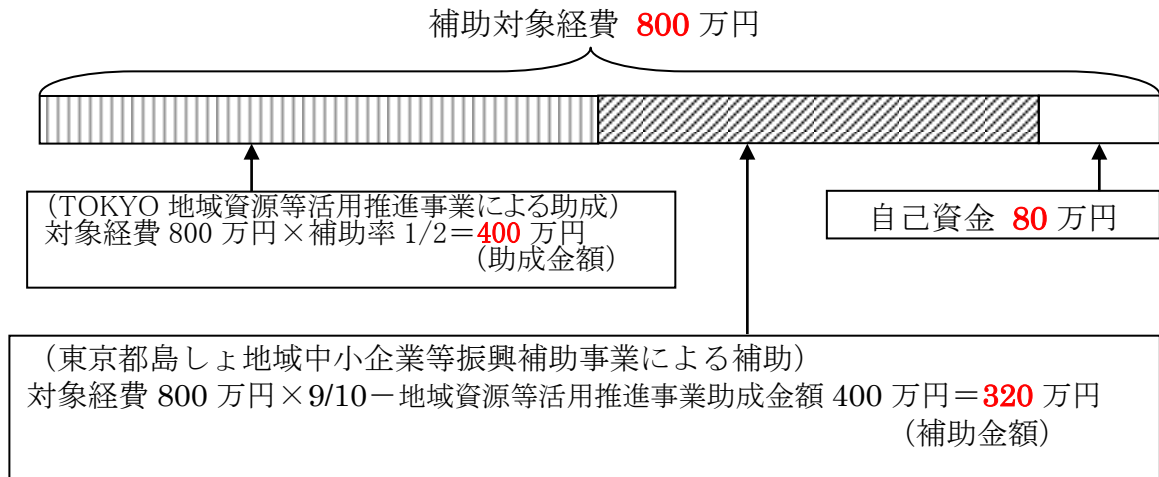
※いずれかに○印を記載する。ただし(1)(2)のうち「一時支援金等受給者向け」で申請した場合は◎、併願のただし場合は、「併」と記載する。

### 5 補助対象事業の種別

(1) 地域資源等を活用した農林水産物に関する事業	○
(2) 地域資源等を活用した鉱工業品・生産技術に関する事業	
(3) 東京の都市課題解決に資する事業	

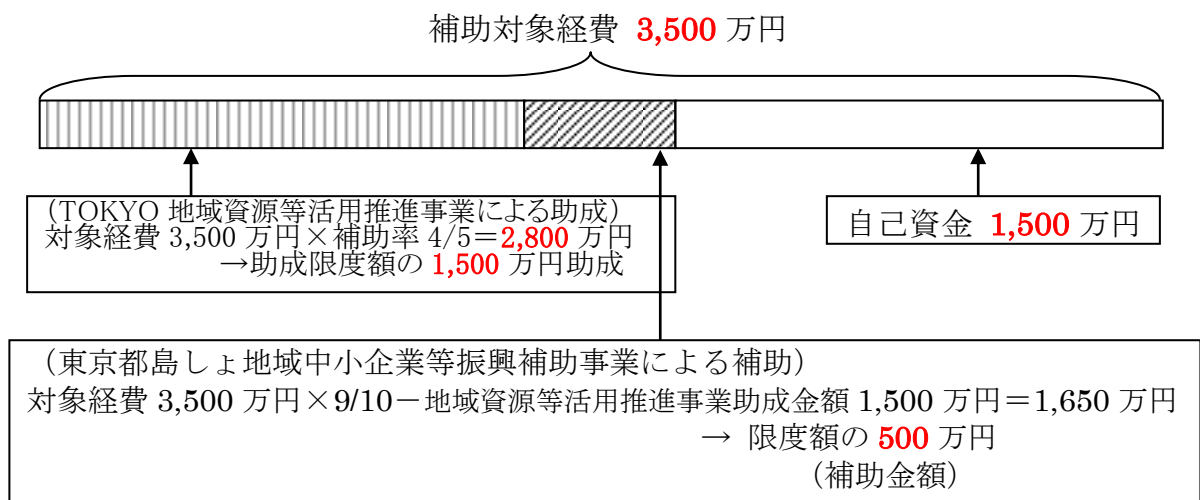
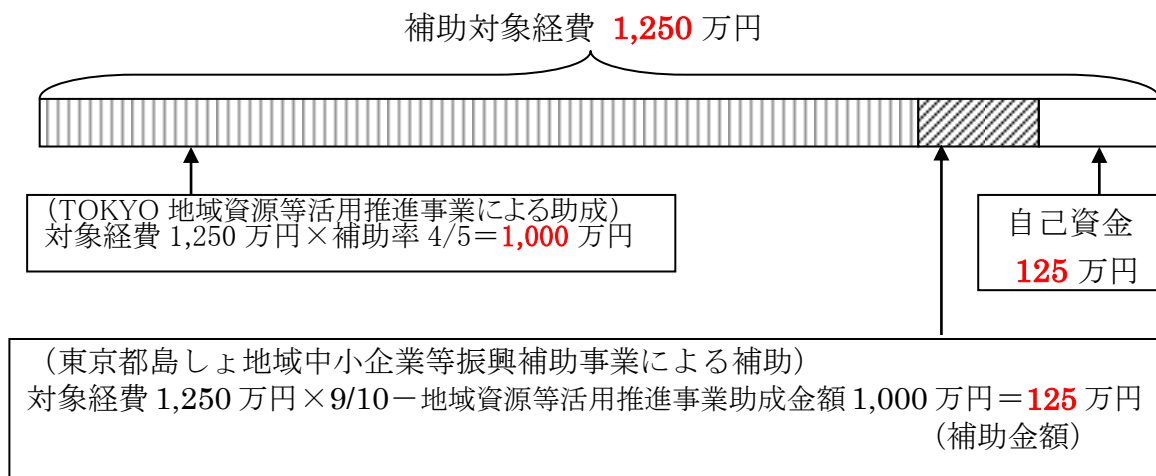
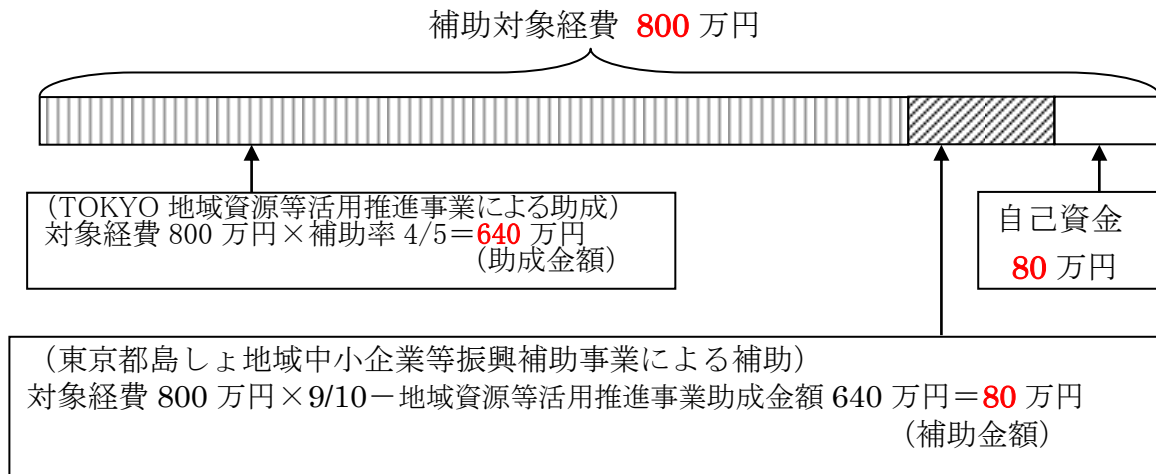
- 6 添付書類
- ・地域資源等活用推進事業の申請書類一式の写し
  - ・その他

【補助金額の例（一般）】

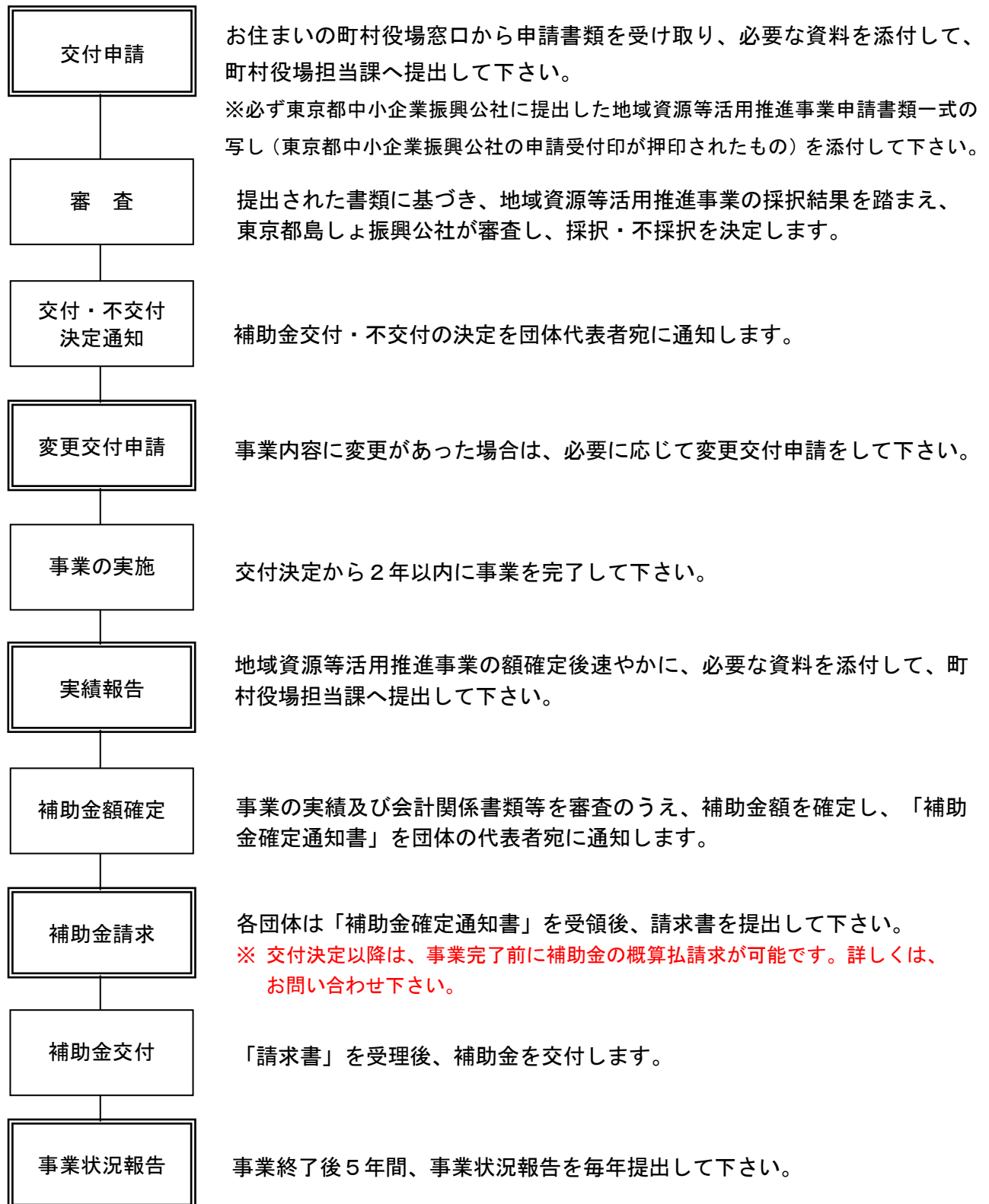


## 【補助金額の例（一時支援金受給者向け）】

～補助対象事業（1）、（2）のうち「一時支援金受給者向け」で申請した場合の補助について～  
 （TOKYO 地域資源等活用推進事業による助成）・・・対象経費×4/5（限度額 1,500 万円）  
 （東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業による補助）…「対象経費×9/10－地域資源等活用推進事業助成金額」（限度額 500 万円）



## ◇補助金交付申請から補助金交付・事業状況報告までのスケジュール



### 【問い合わせ先】

公益財団法人東京都島しょ振興公社

TEL : 03-5472-6546

FAX : 03-5472-6547